

議案甲第 33 号

多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 45 年多久市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（7） 災害応急作業等手当

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等手当）

第 9 条 災害応急作業等手当は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う応急作業、避難所運営、罹災証明に係る家屋調査その他の災害対応業務に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 1,440 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多久市職員特殊勤務手当支給条例の規定は、令和 8 年 7 月 28 日から適用する。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

災害応急作業等手当を支給するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 3 4 号

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和 2 9 年多久市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に、「（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同条第 1 項第 3 号イを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条又は附則第 4 条第 1 項の規定により佐賀県知事の認可を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号ウ中「又は金銭」を削り、同条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「、土地」を「土地又は家屋」に改め、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定

都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１９条の３ 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （１） 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- （２） 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３

第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 7 第 1 項第 3 号、第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 4 条の 2 の改正規定、附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項から第 3 項までの規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定(「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。)、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 5 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 7 条の 4 の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 4 項及び第 6 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 64 号)の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1

日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の多久市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

2 新条例第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の多久市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 前条第1号に掲げる規定による新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規

定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 前条第 4 号に掲げる規定による新条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第 6 項において「4 号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

6 新条例附則第 19 条の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案乙第 18 号

令和 7 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 19 号

令和 7 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 20 号

令和 7 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 1 号

令和 7 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 7 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 2 号

令和 7 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和 7 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 3 号

令和 7 年度多久市病院事業清算特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度多久市病院事業清算特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 2 4 号

令和 7 年度多久市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度多久市下水道事業会計で生じた未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年度多久市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分 利益剰余金
当年度末残高	345, 596, 050	104, 224, 105	186, 338, 893
議会の議決による処分額	27, 036, 168	0	△186, 338, 893
減債積立金	0	0	△100, 000, 000
建設改良積立金	0	0	△59, 302, 725
資本金へ組入	27, 036, 168	0	△27, 036, 168
処分後残高	372, 632, 218	104, 224, 105	（繰越利益剰余金） 0

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案乙第 25 号

令和 7 年度多久市下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度多久市下水道事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第 26 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年度多久市一般会計補正予算（第 2 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

令和 8 年度多久市一般会計補正予算（第 2 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年度多久市一般会計補正予算（第 2 号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 26 日

多久市長 香 月 正 則

報告第 10 号

放棄した債権の報告について

多久市債権管理条例（平成 30 年多久市条例第 4 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

別紙

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和８年３月３１日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権		
		人数	件数	金額
生活保護法 第63条 返還金	第１号該当 (財産なし)	1人	1件	44,046円
	平成25年度			
	計	1人	1件	44,046円

債権放棄年月日：令和８年３月３１日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権		
		人数	件数	金額
農業集落 排水施設 使用料	第１号該当 (財産なし)	5人	5件	130,733円
	平成28年度	1人	1件	6,824円
	平成29年度	1人	1件	35,591円
	平成30年度	1人	1件	38,011円
	平成31年度	1人	1件	35,457円
	令和２年度	1人	1件	14,850円
	計	5人	5件	130,733円

※合計人数のうち実人数は１人

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項指定の件（平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日議決）第 6 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

専決第 8 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項指定の件（平成 22 年 12 月 14 日議決）第 6 号の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 25 日

多久市長 香 月 正 則

事故の内容	多久市児童センターの敷地内において、草刈機による除草作業中、跳ね上がった小石が駐車中の車両に当たり、車両を破損させた。
事故発生年月日	令和 8 年 5 月 29 日
損害賠償の相手方	多久市内在住者
損害賠償の額	119,548 円（物件損害）